

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(受給資格証の交付等)」に改め、同条中「管轄公共職業安定所の長」を「任命権者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあっては受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあっては受給資格者住所変更届に、氏名又は住所もしくは居所の変更の事実を証明することができる書類および受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第18条中「、「任命権者」とあるのは「管轄公共職業安定所の長」と」を削る。

第18条の2および第19条中「管轄公共職業安定所の長」を「任命権者」に改める。

第20条第1項および第2項中「第6条前段」の次に「、第7条第2項」を加える。

第22条第1項中「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（」の次に「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「同項第2号」を「同条に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同法第56条の3第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の2の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項」を加え、同表の備考の4の(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正)

第2条 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の3の(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第3条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の3の(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「」に規定する」を「」第6条第6項に規定する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中秋田市保育の実施に関する条例施行規則別表第1Aの項および同表の備考の4の(1)の改正規定、第2条中秋田市助産施設負担金徴収規則別表Aの項および同表の備考の3の(2)の改正規定ならびに第3条中秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表Aの項および同表の備考の3の(1)の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市保育の実施に関する条例施行規則別表第1の備考の2の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の(2)の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の2の(2)の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2 Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の2の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 Aの項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の2の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収すべき費用の額の算定については、なお従前の例による。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加え、別表第2の備考の4の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の4の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を

改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項」を加える。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）
第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加え、別表第2の備考の4の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の4の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項」を加える。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第3条 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の2の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項および附則第60条第1項」を加え、別表第2 Aの項中「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加え、同表の備考の6の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の6の(3)中「附則第12条」の次に「ならびに所得税法等の一部を改正する法律附則第59条第1項および附則第60条第1項」を加え、同表の備考に次のように加える。

10 C1階層からD14階層までの者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設もしくは認定こども園に

通い、在学し、もしくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。)が2人以上いる障害児の扶養義務者に係る障害児通所支援の1人当たりの徴収額については、次の表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額とする。

第1欄	第2欄
(1) 障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)および小学校就学前最年長児童(扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。(2)において同じ。)である障害児	徴収額の欄に定める額(障害児通所支援に係る部分に限る。(2)において同じ。)
(2) 扶養義務者の小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。)	徴収額の欄に定める額に0.5を乗じて得た額
(3) (1)および(2)以外の障害児	0円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第1の改正規定、第2条中知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第1の改正規定ならびに第3条中秋田市児童福祉法施行細則別表第1Aの項の改正規定および別表第2Aの項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の4の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2の備考の4の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則別表第1の備考の2および別表第2の備考の6の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則(平成9年秋田市規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第6項各号列記以外の部分中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第1号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第6号中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同項第7号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「いう。」の次に「第1条の5および」を加え、同項第8号中「政令」の次に「第1条の6および」を加え、同項第18号中「具申」を「通知」に改め、同表第11項第1号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第23条」に改め、同表第23項第7号中「第4条」を「第5条」に改め、同項第8号中「第7条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、別表第11項および第23項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則

秋田市薬事法施行細則(平成9年秋田市規則第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法()」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律()」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号および様式第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

秋田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年 8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(趣旨)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)およ

び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書の添付書類）

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、耐震診断の結果が適切であることを市長が認める者が証する書類（以下「耐震診断の判定書」という。）の写しとする。

2 前項に規定する書類は、平成25年11月25日前に耐震診断を実施している場合にあつては、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針に基づき作成した構造計算書および構造図をもって、これに代えることができる。
（建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類）

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が認める者が証する書類（第4条第1項第1号において「耐震改修計画の判定書」という。）の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第28条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる構造計算書の添付は要しない。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類）

第4条 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 建築物の耐震診断および耐震改修を実施した場合 次に掲げる書類
 - ア 耐震改修計画の判定書の写し
 - イ 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書
 - (ア) 建築物の所有者の氏名および住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - (イ) 建築物の名称および所在地
 - ウ アおよびイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 建築物の耐震診断を実施した場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる書類

- ア 耐震診断の判定書の写し
- イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第33条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる構造計算書の添付は要しない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類）

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の判定書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第25条第2項の認定を受けようとする同条第1項に規定す

る区分所有建築物について同条第2項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第37条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書の添付は要しない。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第13号

庁 中 一 般
関 係 各 所

庁舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年8月26日

秋田市長 穂 積 志

庁舎管理規程の一部を改正する訓令

庁舎管理規程（昭和33年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 管財課長は、第2条管財課の項第5号の規定に基づき、庁舎の秩序を維持するため、次に掲げる行為を自ら視認し、又は当該行為に係る通報を受けたときは、直ちに当該行為者に対し警告を発し、又は退去を求めることができる。

- (1) 窓口等で大声を張り上げ、来庁者等に迷惑を与える行為
- (2) 庁舎内にめいいてして立ち入る行為
- (3) 許可なく庁舎内において撮影し、又は録音する行為
- (4) 長時間にわたり職員を拘束し、執務に支障を与える行為
- (5) 暴力的又は威圧的な言動を用いて、市長、副市長等への面会を求める行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の維持管理上支障があると認められる行為

2 前項の行為者が同項の規定による警告に従わず、又は退去の求めに応じないときは、警察機関に通報して解決を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があつたので、次のとおり告示する。

平成26年8月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があつた認可地縁団体の名称
松ヶ丘町内会
- 2 認可年月日
平成11年3月25日
- 3 変更があつた事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成23年 4月3日	竹 田 恵 秋田市寺内蛭根二丁目 7番12号	一 関 幸 治 秋田市寺内蛭根二丁目 9番8号
平成25年 4月14日	金 崎 三千夫 秋田市寺内蛭根二丁目 15番8号	竹 田 恵 秋田市寺内蛭根二丁目 7番12号

4 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第200号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月 8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成26年7月7日から同月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成26年8月22日から平成27年2月22日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第201号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所

が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 8月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年 8月14日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	更新年月日
第133号	イオン薬局 御所野店	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	平成26年 9月1日

秋田市告示第203号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 8月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度および平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 8月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在地	指定の 年月日	サービ スの種類

株式会社 たいよう	ショート ステイ夢 見草	秋田市旭南 三丁目10番 10号	平成26年 8月15日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
柿崎ケア システム 株式会社	ゆい居宅 介護支援 事業所	秋田市土崎 港東一丁目 2番8号	平成26年 8月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成26年8月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
加賀谷記念 小松こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番 22号	平成26年 7月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
加賀谷こども 医 院	秋田市御野場新町四丁目7番 22号	平成26年 6月30日
おーくら ク リ ニ ッ ク	秋田市中通六丁目1番24号	平成25年 12月31日
有 限 会 社 青 山 大 町 薬 局	秋田市大町五丁目4番31号	平成10年 7月1日

秋田市告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成26年8月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
加賀谷記念 小松こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番 22号	平成26年 7月1日
ケアプラン工房	秋田市仁井田新田一丁目11番 63号	平成26年 6月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
加賀谷こども 医 院	秋田市御野場新町四丁目7番 22号	平成26年 6月30日

秋田市告示第207号

次の被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年8月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書

秋田市告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年8月25日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田県秋田市旭南三丁目7番10号

ローソン秋田南通亀の町店

ローソン秋田大町二丁目店

ローソン秋田中通一丁目店

庄 司 成 行

秋田県秋田市高陽幸町2番43号 ユートピア406号

セブンイレブン秋田外旭川八柳2丁目店

菊 地 志保子

秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台85番地10

セブンイレブン秋田山王1丁目店

金 田 由紀子

秋田市告示第209号

平成26年9月3日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成26年8月27日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成26年8月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年8月25日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

選 管 告 示

秋市選管告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき、平成26年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年8月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成26年9月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第10号

平成26年8月18日午後2時秋田市南部市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年8月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成26年度第5号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（9件）
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件（1件）
- 6 農業委員会地区担当体制推進要領の一部を改正する件

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第30号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年8月11日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
藤岡工業	藤 岡 四 郎	秋田市飯島緑丘町3番4号

2 廃止年月日

平成26年8月7日

公 告

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成26年8月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 公売日時
(1) 参加申込期間
平成26年8月15日(金)午後1時から同月29日(金)午後11時まで
(2) 入札期間
平成26年9月5日(金)午後1時から同月8日(月)午後11時まで
(3) 開札
平成26年9月9日(火)午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成26年9月9日(火) 午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
平成26年9月16日(火) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価格には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
(1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
(2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
(3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
(4) 商品名リングボード、木製ツールベンチ、日本間に座敷机、秋田名物男鹿のなまはげおよび天然木根のオブジェについては、直接引き取りに来ることができる者を参加対象とする。
(5) 秋田市は、^{かし}瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、予防接種実施医療機関名が変更となったため、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月5日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		
	変更前	変更後	所在地
小松 偉子 小松 和男	加賀谷こども 医院	加賀谷記念小 松こども医院	〒010-1425 秋田市御野場 新町四丁目7 番22号

2 変更年月日

平成26年7月1日

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ河辺店
所在地 秋田県秋田市河辺和田字北条ヶ崎14番地8
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
- (4) 変更年月日 平成25年5月28日
- (5) 変更理由 代表取締役の異動のため
- 2 届出年月日 平成26年7月31日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成26年8月11日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 茨島ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市茨島四丁目381番2外
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
- (4) 変更年月日 平成22年5月18日
- (5) 変更理由 代表取締役の異動のため
- 2 届出年月日 平成26年7月31日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成26年8月11日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 茨島ショッピングセンター
 所在地 秋田県秋田市茨島四丁目381番2外
- (3) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
 (ア) 変更前
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
 (イ) 変更後
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (ア) 変更前
 有限会社 ミスズ 代表取締役 佐々木 美行
 岩手県奥州市水沢区字寺小路26番地1
 (イ) 変更後
 株式会社 アルペン 代表取締役 水野 泰三
 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- (4) 変更年月日
 ア 平成25年5月28日
 イ 平成26年6月27日
- (5) 変更理由
 ア 代表取締役の異動のため
 イ 小売業者入替えのため
- 2 届出年月日 平成26年7月31日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 (2) 縦覧期間 平成26年8月11日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成26年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 飯島ショッピングセンター
 所在地 秋田県秋田市飯島字堀川2番外

- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
 イ 変更後
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
- (4) 変更年月日 平成25年5月28日
- (5) 変更理由 代表取締役の異動のため
- 2 届出年月日 平成26年7月31日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 (2) 縦覧期間 平成26年8月11日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成26年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 飯島ショッピングセンター
 所在地 秋田県秋田市飯島字堀川2番外
- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝浦 二郎
 イ 変更後
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
- (4) 変更年月日 平成22年5月18日
- (5) 変更理由 代表取締役の異動のため
- 2 届出年月日 平成26年7月31日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 (2) 縦覧期間 平成26年8月11日から同年12月11日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成26年8月18日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（208台）

追分駅東自転車等駐車場 1台
 追分駅前自転車等駐車場 34台
 上飯島駅自転車等駐車場 1台
 土崎駅前自転車等駐車場 37台
 土崎図書館前自転車等駐車場 33台
 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 22台
 新屋駅前自転車等駐車場 17台
 下浜駅前自転車等駐車場 1台
 牛島駅東自転車等駐車場 8台
 牛島駅西自転車等駐車場 10台
 秋田駅東自転車等駐車場 11台
 秋田駅西地下自転車駐車場 12台
 アトリオン広場地下自転車駐車場 5台
 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 10台
 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 6台

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成26年7月29日および同月30日

- (3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

- (4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年9月1日から平成27年3月1日まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課

電話 866-2035

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成26年8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成26年8月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市牛島東六丁目5番2号
ア・クリア株式会社
代表取締役 若村 大輔
- 2 道路位置指定箇所
秋田市土崎港中央七丁目2番6
- 3 道路幅員 6.00～6.01メートル
- 4 道路延長 29.00メートル
- 5 指定年月日および番号
平成26年8月27日 第4号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年8月29日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東北製綱株式会社 代表取締役 小林 真喜雄
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については、縦覧に供する関係書類のとおり
 - (4) 変更年月日
変更年月日については、縦覧に供する関係書類のとおり
 - (5) 変更理由
小売業者の代表者名及び住所の変更のため
- 2 届出年月日 平成26年8月22日
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成26年8月29日から同年12月29日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および同年12月29日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年8月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市飯島新町一丁目および河辺和田字式田下袋（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年8月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市下浜桂根字境川および下浜桂根字浜田（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年8月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市下浜羽川字横長根（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）